

聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会 個人情報取扱規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会(以下、「本協議会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本協議会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本協議会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 構成員は、活動上、知り得た個人情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 本協議会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は構成員に周知するものとする。

2 新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本協議会は、本協議会の活動について同意する者から届出された必要書類を受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本協議会が構成員から取得する個人情報は、構成員名簿作成に必要な、氏名、住所、電話番号のほか、本協議会の運営や活動に必要な項目で、構成員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第5条 構成員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、構成員名簿としてすでに構成員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替えることができる。

(利用)

第6条 本協議会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 一 構成員名簿の作成
- 二 多摩市へ提出する本協議会の活動等についての書類など

- 三 会議等の開催通知、その他文書の送付など
- 四 その他、会の目的を達成するために必要な活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長及び会長が指定する役員が管理し、事務局が適正に保管する。

- 2 構成員は、本協議会の活動上必要な個人情報の配布を受けた場合は、個々の構成員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、第6条に規定する利用目的以外に、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

附則

この規定は、本協議会認定の日から施行する。